

NanoTerasu 加速器

制御系ネットワーク運用技術開発用機器の保守

仕様書

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

1. 調達件名

NanoTerasu 加速器制御系ネットワーク運用技術開発用機器の保守

2. 目的

本件は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）が運用する NanoTerasuにおいて、加速器制御系ネットワーク機器を保守するものである。本件により同機器に障害が発生した際の復旧時間を短縮し、障害による業務への影響を最小限に抑えることを目的とする。

3. 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4. 保守対象機器設置場所

宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉 468-1

NanoTerasu

5. 仕様

(1) 保守対象機器

- Cisco Firepower 2130 NGFW Appliance 1U (FPR2130-NGFW-K9) 2式
- Firepower 2000 Series 400W AC Power Supply (FPR2K-PWR-AC-400) 2式
- Power Cord C13-C14, 2M/6.5ft Japan PSE (CAB-C13-C14-2M-JP) 1式
- 10GBASE-CU SFP+ Cable 5m (SFP-H10GB-CU5M) 2式
- Cisco 10GBASE-SR SFP Modules (SFP-10G-SR) 4式
- Cisco Firepower 1120 ASA Appliance, 1U (FPR1120-ASA-K9) 2式
- Power Cord C13-C14, 2M/6.5ft Japan PSE (CAB-C13-C14-2M-JP) 1式
- TE-805-HW-AC-S 1式
- TE-825-SWBSUB-NS1GD-3 1式

(2) 保守内容（オンラインサポート保守）

- ① 契約締結後、速やかに障害時の「連絡体制表」を作成し、QST担当者に提出すること。また、必要に応じて、「連絡体制表」の改定を行うこと。
- ② 障害発生時、平日日勤時間帯で連絡受付可能な体制とすること。
- ③ 上述「(1)保守対象機器」に示す保守対象機器の障害対応を実施すること。

- ④ 障害の原因が判明したら、平日日勤時間帯翌営業日を目安に、速やかにオンサイトで修理対応等の作業を行うこと。原因究明及び修理部品の調達に時間がかかる場合（翌々営業日以降となる場合）には、代替機を用意して故障した機器と交換し、正常動作している状態に設定すること。故障機器の修理予定や回復見込等について随時QST担当者に連絡すること。また、修理作業等のためにやむを得ず機器の搬出等を行う場合には、QST担当者に相談し所定の手続きを行うこと。
- ⑤ 障害復旧作業の際には、機器交換等の所要時間が短い手段を用いて修理し、障害復旧作業のためのネットワーク停止時間を最小限に留めること。
- ⑥ 障害対応終了後、障害発生から復旧までの作業内容及び障害の原因等について作業報告書を書面で提出すること。また、機器の交換で対応し、その障害が他に広がる恐れがある場合、若しくは運転に多大な影響を及ぼす恐れがある場合、事象の再現試験及び故障部位の調査等を行い、結果を書面で報告すること。
- ⑦ 上述「(1)保守対象機器」に示すソフトウェアライセンスの保守を実施すること。
- ⑧ ①～⑦までの各種保守作業に係る、交換部品代、技術料及び交通費等全ての費用を本契約に含むものとする。
- (3) 保守対象機器停止（または起動）時の技術サポート要員の派遣
NanoTerasu では年に一度（例年 8月下旬～9月上旬）に施設の電気設備点検が実施される。その際には本件保守対象機器も停止・起動を行う必要があり、そのタイミングで各種アップデート、パッチ適用等を実施している。受注者は当該作業に従事する QST 担当者の技術サポート要員として、以下の内容で派遣を行う。
- ・派遣場所：「4. 保守対象機器設置場所」に同じ
 - ・派遣人数：1名
 - ・派遣者要件：本件機器の操作・運用に熟知した者
 - ・派遣日程：NanoTerasu 施設停電に伴う機器停止（または起動）時の連続した 2 日間（両日とも日勤時間帯）とし、派遣日については施設停電予定日の 1 か月前に QST 担当者と調整し決定する。
 - ・派遣経費：当派遣に伴う技術サポート料及び交通費、宿泊費等全ての費用を本契約に含むものとする。

6. 検査条件

第 5 項仕様に示す保守作業の完了後、第 8 項に示す提出書類の確認並びに仕様書に定めるところに従って業務が実施されたと QST が認めたことをもって検査合格とする。

7. 契約不適合責任

契約不適合責任については、契約条項のとおりとする。

8. 提出書類

以下の書類又は提出物を提出すること。

	書類名又は提出物名	提出時期	部数	備考
1	保守サポート番号	契約締結後速やかに	1 部	電子媒体
2	障害発生時の連絡体制表	契約締結後速やかに	1 部	電子媒体
3	作業報告書	各作業実施後速やかに	1 部	

(提出場所)

NanoTerasu センター 高輝度放射光研究開発部 加速器グループ

9. 情報セキュリティ

- ① 受注者は、QST の情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- ② 受注者は、本件で取得した QST の情報を、QST の許可なしに本件の目的以外に利用してはならない。本件の終了後においても同様とする。
- ③ 受注者は、本件で取得した QST の情報を、QST の許可なしに第三者に開示してはならない。本件の終了後においても同様とする。
- ④ 本件の履行に当たり、受注者は従業員又はその他の者によって、QST が意図しない変更が加えられることのない管理体制を整えること。
- ⑤ 本件の履行に当たり、情報セキュリティ確保の観点で、受注者の資本関係・役員等の情報、本件の実施場所、業務を行う担当者の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)・実績及び国籍に関する情報を求める場合がある。受注者は、これらの要求に応じること。
- ⑥ 本件に係る情報漏えいなどの情報セキュリティインシデントが発生した際には、速やかに QST 担当者に連絡し、その指示の元で被害拡大防止・原因調査・再発防止措置などを行うこと。
- ⑦ 受注者は、QST から本件で求められる情報セキュリティ対策の履行状況を QST からの求めに応じて確認・報告を行うこと。またその履行が不十分である旨の指摘を受けた場合、速やかに改善すること。
- ⑧ 受注者は、機器、コンピュータプログラム、データ及び文書等について、QST の許可無く QST 外部に持ち出してはならない。
- ⑨ 受注者は、本件の終了時に、本件で取得した情報を削除又は返却すること。また、取得した情報が不要となった場合も同様とする。

- ⑩ 本件で作成された著作物（マニュアル、コンピュータプログラム等）の所有権は、QST に帰属するものとする。
- ⑪ 本件の履行に当たり、その業務の一部を再委託するときは、軽微なものを除き、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び金額等について記載した書面を QST に提出し、承諾を得ること。その際受注者は、再委託した業務に伴う当該相手方の行為について、QST に対しすべての責任を負うこと。

10. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適合する環境物品（事務用品、OA 機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出書類（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

11. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、QST と協議のうえ、その決定に従うものとする。

（要求者）

部課（室）名：NanoTerasu センター

高輝度放射光研究開発部 加速器グループ

氏 名：小原 優平

以上